

母子及び寡婦福祉資金貸付制度一覧

平成26年4月1日から適用

資金の内容		貸付限度額 (円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
就学支度	子の入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等 (入学する月の末日まで申請可能)	小学校(所得税が課税の方) 40,600	—	卒業後 6か月	5年以内	無利子
		中学校(所得税が課税の方) 47,400				
修学	子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	国立高等学校、高等専門学校等 150,000	修学期間中	卒業後 6か月	別表のとおり	無利子
		私立高等学校、高等専門学校等 410,000				
修業	子が、起業又は就職するのに必要な知識等を習得するための資金	国立大学、短期大学等 自宅通学 370,000	知識等 習得期間中 5年以内	知識技能 習得後 1年	6年以内	無利子
		〃 自宅通学 380,000				
就職支度	母、寡婦又は20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金	私立大学、短期大学等 自宅通学 580,000	—	1年	6年以内	無利子 または 1.5%※
		〃 自宅通学 590,000				
技能習得	母又は寡婦が自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	・月額 68,000	知識技能 習得期間中 5年以内	知識技能 習得後 1年	10年以内	無利子 または 1.5%※
		・高校在学中に就職のため、自動車運転免許を取得することが必要である場合 460,000				
医療介護	(医療分) 母、寡婦又は20歳未満の子に係る医療費の自己負担分、通常必要とする交通費等、ただし据置期間1年以内 (介護分) 母、寡婦又は20歳未満の子が介護を受けるのに必要な資金、ただし、介護期間1年以内	・通常の場合 100,000	—	医療又は介護 を受ける期間 後 6か月	5年以内	無利子 または 1.5%※
		・自動車を購入する場合 ※320,000 ※320,000=通常分100,000 +自動車購入分220,000				
生活	次の期間の生活を維持するのに必要な資金 ①母又は寡婦が技能習得している間 ②母又は寡婦が医療または介護を受けている間 ③母又は寡婦が失業中で離職してから1年未満 ④母が母子家庭になり7年未満	月額 (特別分) 68,000	技能習得期間中 5年以内	貸付期間満了後 6か月	10年以内	無利子 または 1.5%※
		・数月分をあわせて貸付を受ける場合 (12月分相当額) 816,000				
転宅	母又は寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金	・自動車運転免許を取得する場合 460,000	—	6か月	3年以内	無利子 または 1.5%※
		・通常の場合 141,000				
住宅	母又は寡婦が住宅を建設、購入、保全 改築 増築するのに必要な資金	・技能習得分以外(234) 月額 103,000	—	6か月	6年以内	無利子 または 1.5%※
		・生計中心者でない場合の母子 月額 69,000				
事業開始	母又は寡婦が事業を開始するのに必要な設備費及び什器・機械等を購入するための資金	・現に扶養する子のない寡婦等 月額 69,000	—	1年	7年以内	無利子 または 1.5%※
		・通常の場合 1,500,000				
事業継続	母又は寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	—	6か月	7年以内	無利子 または 1.5%※
		・複数の母子家庭の母が共同起業する場合 その複数の母への貸付合計額 4,260,000				
結婚	子の結婚に必要な資金	・技能習得分(1) 月額 141,000	—	6か月	5年以内	無利子 または 1.5%※
		・技能習得分以外(234) 月額 103,000				
		・養育費取得の減額費用の場合は一括貸付可能 (12月分相当額) 1,236,000				

※無利子または1.5%…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年率1.5%の利子が付きます。(就職支度資金は、子が就職する際の必要経費であれば、一律無利子です。)